

遺言と相続の基礎知識

～「相続」を「争族」にしないために～

「遺言」や「相続」と聞くと、「いざとなってから考えればよい」「うちには資産がないから大丈夫」などと考える方も多くいます。しかしながら、資産の有無にかかわらず誰でも無縁ではいけないのが相続です。遺言がなかったばかりに、親族同士が骨肉の争いにならないとは限りません。

こうしたところから「相続」は「争族(そうぞく)」などと言われることさえあります。大切なご家族のためにも、元気なうちから遺言や相続について考えてみてはいかがでしょうか。

日時 第1回：平成21年11月7日(土)

10:00～12:00 (9:30受付開始)

第2回：平成21年11月28日(土)

10:00～11:30 (9:30受付開始)

※2回にわたる連続講座ですので、両日も受講してください。

講師 近藤伸一氏 (税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー)

会場 海老名市役所 703会議室 ■定員 50名(事前申込み制)

(神奈川県海老名市勝瀬 175-1) ★相鉄線・小田急線海老名駅徒歩約10分 下図参照

申込み方法 電話またはFAX

●申込み・問い合わせ先

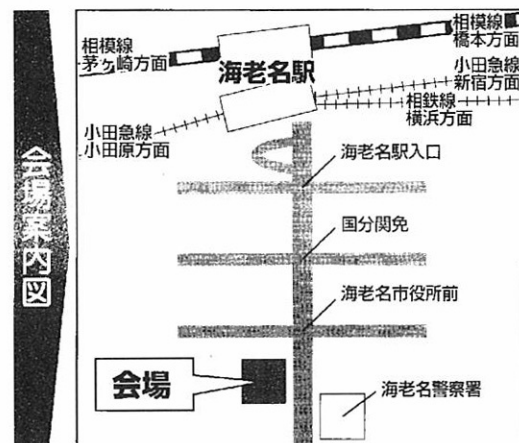
(神奈川県 消費生活課)

電話：045-210-3874 FAX：045-210-8842

(海老名市 広聴相談課)

電話：046-235-4567 FAX：046-233-9118

申込期限▶平成21年11月2日(月)



<消費生活アカデミー FAX申込書>

フリガナ お名前	電話番号

主催：神奈川県・海老名市